



鳥取県公報

平成16年12月24日(金)

号外第188号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(89)(建築課).....	1
病院局管理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(6)(総務課).....	2

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 西伯郡伯耆町の設置に伴い、基準積雪量に関する対象市町村の区域の改正を行うこととした。(別表第3関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成17年1月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第89号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則(昭和48年鳥取県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第2(第14条関係)		別表第2(第14条関係)	
建築物又は工作物の敷地の所在地	機 関	建築物又は工作物の敷地の所在地	機 関
鳥取市、岩美郡、八頭郡	鳥取地方県土整備局	鳥取市、岩美郡、八頭郡、 気高郡	鳥取地方県土整備局
略		略	
別表第3(第6条の2関係)		別表第3(第6条の2関係)	
区域	基 準 積雪量 (メー トル)	標高に 乗ずる 数値	基 準 積雪量 (メー トル)
略			
境港市並びに西伯郡日吉津村、同郡淀江町、同郡大山町、同郡名和町、 同郡南部町及び同郡伯耆町並びに日野郡江府町	0.6	0.0036	境港市並びに西伯郡岸本町、同郡日吉津村、同郡淀江町、同郡大山町、同郡名和町及び同郡南部町並びに日野郡江府町及 び同郡溝口町
略			略

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、別表第2の改正は、公布の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年12月24日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

鳥取県病院局管理規程第6号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給料表) 第3条 略 2 略	(給料表) 第3条 略 2 略

3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表による給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。

（給料の調整額）

第5条 略

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第8に掲げる調整基本額にその者に係る別表第7の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（短時間勤務職員にあつては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額（短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（病院局特定任期付職員の号給の決定の基準）

第6条の2 病院局特定任期付職員の号給の決定の基準については、任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）の例による。

（管理職手当）

第7条 略

2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表第9の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額（短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)~(5) 略

（医療業務手当）

第14条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、第1項の業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る医療業務手当の額は、別表第10に定める額に勤務割合を乗じて得た額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の月の1日から末日までの間における医療業務手当の支給さ

3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表による給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。

（給料の調整額）

第5条 略

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第8に掲げる調整基本額にその者に係る別表第7の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員にあつては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額（再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（病院局特定任期付職員の号給の決定の基準）

第6条の2 病院局特定任期付職員の号給の決定の基準については、任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）の例による。

（管理職手当）

第7条 略

2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表第9の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)~(5) 略

（医療業務手当）

第14条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、第1項の業務に再任用短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る医療業務手当の額は、別表第10に定める額に勤務割合を乗じて得た額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の月の1日から末日までの間における医療業務手当の

れる業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数（その月の中途において新たに採用された職員その他の管理者の定める職員にあっては、管理者の定める日数）を差し引いた日数（以下この項において「要勤務日数」という。）に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して管理者の定める数（以下この項において「特定数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合の当該医療業務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定による額に乗じて得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第20条 略

2 略

3 病院局特定任期付職員の管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる当該職員が受ける別表第2の2の特定任期付職員給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額とする。

（1）6号給及び7号給並びに第25条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 1万2,000円

（2）～（4）略

4 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調整手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間

支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数（その月の中途において新たに採用された職員その他の管理者の定める職員にあっては、管理者の定める日数）を差し引いた日数（以下この項において「要勤務日数」という。）に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して管理者の定める数（以下この項において「特定数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合の当該医療業務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定による額に乗じて得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第20条 略

2 略

3 病院局特定任期付職員の管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる当該職員が受ける別表第2の2の特定任期付職員給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額とする。

（1）6号給及び7号給並びに第25条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額 1万2,000円

（2）～（4）略

4 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調整手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当

看護手当を除くものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次に掲げる額を加算した額とする。

(1) 略

(2) 月によって定められた特殊勤務手当については、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額

(3) 回によって定められた特殊勤務手当については、その金額の一の計算期間の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額

2 条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数)を減じたもので除して得た額とする。

のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次に掲げる額を加算した額とする。

(1) 略

(2) 月によって定められた特殊勤務手当については、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(再任用短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額

(3) 回によって定められた特殊勤務手当については、その金額の一の計算期間の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(再任用短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額

2 条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数)を減じたもので除して得た額とする。

附 則

この規程は、任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成16年鳥取県条例第73号)の施行の日から施行する。

